

〔日本書紀通證 三十二〕氏族博考曰、雜編云、魏氏立九品置中正、尊世胄、昇寒士、權歸右姓、晋宋因之、
 〔古事記傳 十五〕天武天皇十三年十月朔日に、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰真人、
 二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、かくの如く定められて、即其日に、
 守山公など十三氏に真人の姓を賜ひ、其後つぎに、大三輪、公など五十二氏に朝臣の姓、大伴、
 連など五十氏に宿禰の姓、大倭、連など十一氏に忌寸の姓を賜ひ、桑原、村主、河都、槻本、村主、勝麻呂、
 に連の姓を賜ひしことなど見えて、道師、臣、稻置などの姓を賜ひしことは見え、又右の八色の
 餘の姓も、此後もなほ多し、然れば一たびかく定め給ひしかども、全くは其如くにもあらで止ぬ
 ることなるべし、さて右の八色の中に、初の五は此より以前には無き加婆禰なり、但人を崇て阿
 曾と云しことは、仁德天皇の大御歌に、宇知能阿曾と見え、後にも万葉歌に、平群朝臣穗積朝臣な
 ごよめり、美を省けるなり、真人と云稱もふるくより有しなるべし、天武天皇の大御名も瀛、真人
 とあり、宿禰も上代より名には多く見ゆ、道師は神代紀に道主貴開化天皇の御孫に丹波、道主、命
 あり、欽明紀に道君をミチノウシと訓り、然れば本より此稱有しに、道師、字を填られたるなり、か
 くの如く何れも其稱はもとよりありつれども、姓の加婆禰となれるは、此御世より始まれるこ
 となり、さて道師は、此時八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも物に見えたる
 ことなし、

〔大日本史 氏族一〕按日本書紀、帝武○天 時諸氏皆賜新姓、而是後其族猶有仍舊姓者、即當時所賜者、
 蓋不過氏、上若京貫之族也、然其詳今不可得而考也、

- 〔拾芥抄 中本 姓 戸 録〕朝臣 眞人 宿禰 連 王 公 首 臣 造 直 忌寸 縣主 村主 神主
 使主 人 伊美吉 史 勝 部 氏 伊吉 阿祇奈君 倉人

〔標註職原抄別記 下〕天武の御代の制、真人第一、朝臣第二にて、皇族に真人を賜ひ、貴族に朝臣を賜